

福岡県医発第1780号(地)

平成20年11月22日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

入院料等の施設基準の未届けによる算定について

標題の件、「障害者施設等入院基本料」「特殊疾患入院施設管理加算」「特殊疾患入院医療管理料」「特殊疾患病棟入院料1・2」については、施設基準が改定になっております。

これにより平成20年3月31日現在において当該点数を算定している保険医療機関は、平成20年4月以降、6ヶ月間の経過措置を経て、10月1日以降当該点数を算定するにあたり新たに施設基準の届出が必要となっております。

未届けの場合は当該入院料等の算定はできません。

このたび、九州厚生局より当該施設基準において未届け算定がある旨、本会へ連絡がありました。

つきましては、当該入院料等を算定しておられる医療機関におかれましては、施設基準の届出を再度確認いただき、未届け算定のないよう十分ご留意いただきますよう、貴会会員への周知徹底の程よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 毛利康茂
医療保険副担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉